



対象
就農エリア



郡山市・田村市・三春町・小野町・須賀川市・鏡石町・
天栄村・石川町・玉川村・平田村・浅川町・古殿町



農業を始めるまで

Step1.情報を集めること

市町村や県などの就農相談窓口、就農相談イベント、インターネット（農業を始める.JP、ふくのうポータルサイト）を利用し、就農に必要な情報を集めましょう。

○栽培したい品目や就農希望地が決まっているれば、栽培の流れ、必要な機械や資材、資金のほか、その地域での生産状況などの情報を集め、イメージを具体化していきます。

○品目や就農希望地が決まっていない場合は、地域の主要な農産物の生産状況、品目ごとのロールモデル、市町村の支援策、農地や住宅情報などを集めましょう。

市町村が決まっているなら、市町村または市町村を管轄する農林事務所へ
どこに相談して良いかわからない時は、就農コーディネーター（県中担当）へ



Step2.体験、現地見学、短期研修でイメージと実際の作業を確認する

農作物の栽培経験がない場合は、体験、現地見学、短期研修に参加し、職業として取り組んでいくかどうか確認しましょう。

独立・自営就農の場合、自宅や市民農園などで家庭菜園に挑戦してみましょう。

Step3.就農スタイルを決める & 具体的に相談する

独立・自営就農

- 品目や就農スタイル検討
- 就農希望地選定 ▶ P5-7
- 長期研修（技術習得）▶ P8
- 農地の確保
- 住宅の確保
- 資金の確保 ▶ P9
- 資材、機械の確保
- 販路の確保
- 労力の確保

雇用就農

- 独立・自営以外に雇用で農業に関わることも検討します。
- 求人情報の収集 ▶ P2
- 求職活動 ▶ P2



相談先

●全般、支援事業、青年等就農計画の作成
各市町村農政担当課（P5～7連絡先掲載）

●全般、就農準備資金
公益財団法人福島県農業振興公社就農コーディネーター（県中担当） TEL.070-8801-4417

●営農、技術、制度資金
市町村を管轄する農林事務所
郡山市……………県中農林事務所農業振興普及部 TEL.024-935-1310
田村市・田村郡……………県中農林事務所田村農業普及所 TEL.0247-62-3113
須賀川市・岩瀬郡・石川郡……………県中農林事務所須賀川農業普及所 TEL.0248-75-2180

●農地
各市町村農業委員会
公益財団法人福島県農業振興公社（農地中間管理機構地域マネージャー）

農業法人等へ就職したい場合（雇用就農）

雇用就農には、①農業法人で働く目的の明確化と②法人関連情報の収集が重要です。

①農業法人で働くことが目的なのか、将来の独立のステップなのかを考えます。

②法人関連情報の収集方法

国、県などの主催で農業に関心のある方や就農を希望している方と、農業法人・自治体などが一堂に会する就農相談会（ふくしま農業人フェア etc.）などが開催されており、情報収集できます。就農相談会の開催情報は、インターネットなどで検索してください。

その他、①～⑦などで求人情報の紹介等を行っています。

① ふくしま農業求人サイト 見つかる農しごと <https://koransyo-nouka.jp/>

② ハローワーク

③ 全国新規就農相談センター TEL.03(6910)1133

④ 民間の農業求人サイト

⑤ 一般社団法人福島県農業会議 TEL.024(524)1201

⑥ 公益財団法人福島県農業振興公社（就農支援センター） TEL.024(521)9848

⑦ 各農業法人のホームページ

③農業法人の担当者と、勤務内容、勤務条件、将来像などについてよく話しあい、お互いが合意したならば労働契約を結びます。

「農業法人」とは、法人形態によって農業を営む法人の総称です。法人の規模は数人から数百人と様々で、品目や働き方、企業理念も多様です。

サラリーマンと同様に一定のお給料をもらしながら、農業に関わる仕事に従事できます。

また、「雇用就農」は、給与をいただきながら農業の技術も身につけられます。将来、独立・自営就農する人もいます。

（※将来、独立・自営を目指す場合はあらかじめ雇用主に話をしておいた方がいいでしょう）



農業法人へのお試し就農

農業法人での正規雇用就農を目指す方と雇用したい農業法人をマッチングし、正規雇用契約を結ぶ前にお試しで最長4ヶ月間働くことが出来ます。

事 業 名	令和4年度ふくしまの次代を担う新規就農者支援事業（新たな雇用就農者育成対策事業）
内 容	県内の農業法人等にて、正規雇用に向け、農業の基礎を学びながら農業に従事します
主 な 要 件 等	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格：県内で就農することを希望し、研修期間終了後に農業法人等で正規雇用就農を目指す方 ・雇用形態：研修期間中は（株）ワールドスタッフイング所属の派遣社員となります 事業終了後は研修先の農業法人で正規雇用されることも可能です ・応募人数：30名 ・実習期間：令和5年2月28日までの4ヶ月程度 ・時 給：1,067円（退職金、賞与額を含む） その他勤務条件については、（株）ワールドスタッフイングへお問合せください
お 問 合 せ 先	株式会社ワールドスタッフイング TEL.0120-03-0652

自分で農業経営をしたい場合(独立・自営就農)

相談
研修
就農準備
就農

就農までの主な流れ



先輩就農者の紹介

県中地域で活躍している先輩就農者を紹介します。就農にあたっては、様々な先輩就農者の事例を調べ、自身の就農ビジョンの参考にすると良いでしょう。

(株)美農然 斎藤章輔さん(郡山市)

- 就農時期:平成25年4月
- 就農時年齢:37歳
- 営農類型:トマト、ミニトマト、人参、レタス等



農家の後継ぎである妻と結婚し、就農することを決めました。東日本大震災があり1年延期しましたが、移住して無事に就農。自分では最大の復興支援だと思っています。

目標 「おいしい、楽しい、うれしいを食卓に」という経営理念のもと、化学農薬の使用を減らした野菜づくりを目指し、地力の向上のほか、植物に対する非生物的ストレスを制御して気候や土壤のコンディションに起因する植物のダメージを軽減する栽培を行っています。

橋本 剛さん(三春町)

- 就農時期:令和4年4月
- 就農時年齢:35歳
- 営農類型:ピーマン(トンネル、ハウス)



以前は電気関係技術者として就業していましたが、母方の祖父が亡くなり、祖父の思いが詰まつた農地や母屋が荒れていく状況が見ていられず就農を決意しました。

目標 農業だからこそ味わえる楽しさ・やりがいを満喫できるよう、農福連携等に取り組み地域に貢献していきたいです。

根本充佳さん(須賀川市)

- 就農時期:平成28年12月
- 就農時年齢:42歳
- 営農類型:ハウスきゅうり14a×年2作、露地きゅうり10a、水稻11ha、作業受託



先祖の農地を守るため、農業は継ごうと思っていました。元々農業機械の操作が好きで、水産業関係の会社に勤めながら、両親の農業の手伝いをしてきました。就農のタイミングの決め手は、父が元気なうちに農業の技術を教わりたいと考えたためです。

ハウスきゅうりの単収30tを目標に、栽培技術の向上、環境制御技術の活用に日々取り組んでいます。そして、新規にきゅうり栽培をしてみたいという人が増えるよう、地域のモデルケースとなれるように頑張りたいです。



就農希望地の検討 県中地域の12市町村の紹介

01

県中地域は米、野菜、果樹、花き、畜産など幅広い品目が生産されています。市町村によって、主要な品目は異なるほか、市町村内の地域によっても取り組みやすさは違います。就農地が決まっていない場合、取り組みたい品目や市町村の気候・風土、農地や住宅情報、市町村の支援策や支援体制を考慮して、就農地を検討しましょう。

郡山市



安積疏水水路橋

主要な農作物

各地域の自然条件を活かして数多くの農作物が生産されています。
 【米】コシヒカリ（あさか舞）【野菜】きゅうり、トマト、アスパラガス、ねぎ
 【果樹】なし、ぶどう【畜産】肉用牛、乳牛
 【花き】トルコギキョウ

「こおりやま芸カレッジ」では毎年研修生を募集しています。1年間の実習と座学を通して野菜と花の栽培技術を無料で学ぶことができます。

担当課：農業政策課 TEL.024-924-2201
<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/sinkisyunou/>



田村市



あぶくま鍾乳洞

主要な農作物

標高約400mの冷涼な気候を生かしたピーマン・トマトなど夏秋野菜の栽培が盛んな地域です。また、遊休農地を活用したさつまいもの作付けを振興しています。

就農支援にあたっては、若手農業者と連携した手厚いサポートを実施しています。農業経験が無くても大丈夫、相談から独立まで一貫した支援を行います。

担当課：農林課 TEL.0247-81-2511
<https://www.city.tamura.lg.jp>



三春町



滝桜と特産品

主要な農作物

県内有数の夏秋野菜産地で、特に夏秋ピーマンの栽培が中心となっています。また、遊休農地を利用したブルーベリー摘み取り農園が開設されており、町の特産品として加工商品等も含め販路拡大を進めているところです。新規就農者の支援はもちろん、三春町移住・定住支援制度もあります。

担当課：産業課 TEL.0247-62-2112
<https://www.town.miharu.fukushima.jp>



小野町



夏井千本桜

主要な農作物

中山間地域である小野町は、冷涼な気候や昼夜の温度差といった平坦地では得ることのできない特性を活かし、水稻を主とした野菜（トマト・ピーマン等）、畜産、葉たばこと多様な農作物を生産しています。

また、町内農産物を使用した学校給食の提供や6次産業化に向けた発酵食品による健康づくりの推進にも取り組んでいます。

担当課：産業振興課 TEL.0247-72-6938
<https://www.town.ono.fukushima.jp>



就農希望地の検討 県中地域の12市町村の紹介

02

須賀川市



松明あかし

主要な農作物

本市は福島県のほぼ中央に位置し、東西に山並みを望み、多くの河川が流れ、その流れに沿って肥沃な大地が広がり緑豊かな自然に恵まれたまちです。自然環境や地域特性など立地条件を活用し水稻、野菜（きゅうり、なす、にら）、果樹（もも、なし、りんご）等作物全般が盛んです。特にきゅうりは、「岩瀬きゅうり」のブランド名で全国に名を馳せ、有数の大産地となっています。

担当課：農政課 TEL.0248-88-9138
<https://www.city.sukagawa.fukushima.jp>



鏡石町



2022年田んぼアート

主要な農作物

鏡石町は、平坦で肥沃な耕地で栽培された「コシヒカリ」や「天のつぶ」、「りんご・もも・なし」などの果樹類、「牧場の朝」に象徴される酪農、緑が深くやわらかくておいしい「岩瀬きゅうり」や粒が大きく甘いと評判の鏡石ブランドのいちごなどの施設園芸、そして、最近は、異業種から参入したキクラゲ栽培など多様な農業が営まれています。

担当課：産業課 TEL.0248-62-2118
<https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp>



天栄村



天栄村三大ブランド

主要な農作物

天栄村は、環境王国認定第1号の自治体であり、自然豊かな風土と清冽な水が織りなす豊かな産品が多くあり、特に「天栄米」「天栄長ねぎ」「天栄ヤーコン」は、村の3大ブランドの農作物とされています。大地のチカラと人のワザにより、環境に配慮した安心安全で美味しい作物づくりに日々取り組んでいます。

担当課：産業課 TEL.0248-82-2117
<https://www.vill.tenei.fukushima.jp>



石川町



特産品のりんご

主要な農作物

石川町は主に、野菜ではトマト・にら、果樹ではりんご・なし・もも等の栽培が盛んであり、特にりんごは糖度が高く、ジュース等の多くの加工品も存在します。また、2012年に「いしかわ牛」としてブランド化され、「ごはんを食べた牛」として、確立を図っています。

担当課：農政課 TEL.0247-26-9126
<https://www.town.ishikawa.fukushima.jp>



玉川村



南須金念仏踊り

主要な農作物

玉川村は福島県の中南部に位置し、降雪も少なく農業に適した地域です。主要な農産物としては、水稻栽培のほか、きゅうり・トマト・いんげん・なす等の栽培が盛んです。近年、若者の新規就農が増えており、きゅうりやトマト等の施設園芸に参入し、地域農業を担っています。また、希少価値の高いさるなしの栽培も行われており、村の特産品として様々な商品に加工されています。

担当課：産業振興課 TEL.0247-57-4627
<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp>



平田村



ジュビアランドひらた

主要な農作物

阿武隈山系の標高450～600mのなだらかな山並みを縫うように田畑が点在する平田村では葉たばこ、いんげんなどの産地として知られてきましたが、その寒暖差の大きい気候風土を生かしてアスパラガス、自然薯、花きなど様々な農作物の栽培が盛んに行われています。

担当課：産業建設課 TEL.0247-55-3116
<https://www.vill.hirata.fukushima.jp>



浅川町



城山公園からの眺望

主要な農作物

白河の関付近を源流とする社川(やしろがわ)の水をふんだんに使った「浅川漢方資材米」は、化学肥料や農薬の代わりに漢方資材を使ったコシヒカリ米です。首都圏からのリピーターも多数あり、食味が評判です。(平成27年度東北農政局長受賞)併せて、特産であるきゅうり、トマトに加え、ニラ、アスパラガス、ブロッコリーも作付けが拡大しています。

担当課：農政課 TEL.0247-36-1183
<https://www.town.asakawa.fukushima.jp>



古殿町



八幡神社流鏑馬

主要な農作物

山菜、ミニトマト、大豆の生産が盛んです。山菜は「うるい」や「ふきのとう」を中心に、春の味覚として県内外で人気があります。ミニトマトの栽培に取り組んでいる「古殿ミニトマト生産部会」は、町内で初めてJGAPを取得しました。町内で採れた大豆は、特産品である「大豆ミート」の原料にも使われ、道の駅の看板商品となっています。

担当課：産業振興課 TEL.0247-53-4613
<https://www.town.furudono.fukushima.jp>



研修のススメ

農作物は管理の仕方によって、生産量や品質が変動するため、就農前に基本的な知識、技術、経営方法などを身につけておくことが求められます。

特に、農作物の栽培経験がない人は学校や認定研修機関などで最低1年間研修することをお勧めします。独立・自営を応援する農業法人で雇用の形で技術を学ぶのも一つです。

認定研修機関での長期研修

県が認定した研修受入機関では、1年間の長期研修を実施しています。受講料は無料です。また、研修生は、国の支援(新規就農者育成総合対策(就農準備資金))の対象者とすることが出来ます。

県 福島県農業総合センター農業短期大学校(矢吹町他、品目による)・果樹研究所(福島市)

作物の栽培、家畜の飼養技術、農業機械の操作方法等の実践的な研修や農業経営の手法等を身につける研修を実施しています。研修科目は施設野菜、露地野菜、果樹、花き、水稻・畑作物、畜産、有機栽培から選択できます。4月から翌年3月までの研修期間で、募集時期(1月頃)、募集人数は限られます。

市町村 こおりやま園芸カレッジ(郡山市園芸振興センター)

講義、実習、先進農家視察を通じ、園芸作物の栽培技術を学びます。

4月から翌年3月までの研修期間で、募集時期(12月中旬～1月中旬)、募集人数が限られます。

先進農家等

先進的な農家や農業法人で1年間、特定品目の研修を受けることが出来ます。

(郡山市／1箇所(なし、ぶどう等)、須賀川市／1箇所(いちご、大葉等)、石川町／1箇所(りんご、もも等)、田村郡／3箇所(たむらの新・農業人サポート協議会から派遣：ピーマン、ブロッコリー、ほうれんそう等)(令和4年9月現在)



先進農家や農業法人の研修機関を増やしていく予定です。
お近くの農林事務所にご相談ください。

短期研修

県 福島県農業総合センター農業短期大学校(矢吹町)

基礎的な学習や農作業(露地野菜等)の体験を行う初級研修(春・秋コース)と、農業で生計を立てるために必要な栽培技術等の専門知識の習得を目指す中級研修を開催しています。
募集人数、募集時期は限られます(初級は4月・7月頃、中級は4月頃)。

郡山市 郡山市園芸振興センター

野菜や花きで就農を目指す方向けの栽培指導会を年に数回開催しています。

募集人数、募集時期は限られます(4月頃)。



その他

須賀川市 公益財団法人須賀川市農業公社(須賀川市)

公社の臨時職員として、1年間働きながら栽培技術、農業の基礎を学ぶことが出来ます。

長期研修中の資金面の支援

就農前に県が認める研修機関で研修する就農希望者に対し、1人最大150万円/年を最長2年交付します。

事業名	主な要件等	相談先
新規就農者育成総合対策(就農準備資金)(国)	<ul style="list-style-type: none"> ・就農予定期に49歳以下の者で、「独立・自営就農」、「雇用就農」または「親元就農」を目指すこと ・研修終了後、1年内に就農すること ・就農後5年内に、「独立・自営」は認定新規就農者又は認定農業者に、「親元就農」は経営を継承すること(法人の場合は共同経営者になること) ・県が認める研修機関等で概ね1年以上かつ1,200時間以上研修を受けること ・常勤の雇用契約を締結していないこと ・原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万円以下であること ・研修中の怪我に備えて傷害保険に加入すること <p>※1年以内に就農しなかった場合、一定期間以上農業に従事しなかった場合は就農準備資金の一部又は全額を返還する必要があります</p>	基本的に先進農家等を所管する農林事務所に相談します

経営開始の支援(資金確保)

独立・自営就農には、必要な資材、機械、施設の購入など多くの費用がかかるため、自己資金を確保しておく必要があります。

要件を満たす方は、経営開始に必要な資材・機械の購入を支援する国、県、市町村の補助事業を利用できる場合があります。また、無利子、低利の融資を活用することも出来ます。

補助事業

事業名	内容等	主な要件等
新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) (国)	【対象者】認定新規就農者 【内 容】経営開始1~3年目に年150万円(夫婦での交付は1.5倍)を給付する	<ul style="list-style-type: none"> 独立・自営就農*時に49歳以下の者 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営のリスク(新規作物の導入など)を負うと市町村長に認められること 「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられている、あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること 原則 前年の世帯所得(親子及び配偶者の範囲)が600万円以下であること(前年の世帯所得が600万円を超えた場合は交付停止) *独立・自営就農とは、以下の条件を全て満たすことを指します 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業) (国)	【対象者】認定新規就農者 【内 容】機械・施設の取得、改良、リース、家畜の導入、果樹の新植・改植、農地の造成や改良等に必要な費用の支援 【補助率】県支援分の2倍を国が支援(例:県1/4、国1/2、本人1/4) ※国の補助上限は1/2 【補助対象事業費上限】1000万 ※経営開始資金も受給する場合は、500万円	<ul style="list-style-type: none"> 独立・自営就農*時に49歳以下の者 令和4年度中に独立・自営就農する者 経営の全部又は一部を継承する場合は、5年以内に継承して農業経営を開始する者。また、継承する農業経営の所得、売上額もしくは付加価値額を10%以上増加させる又は生産コストを10%以上減少させる経営発展事業計画等であると事業実施主体に認められること 「人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられている、あるいは、農地中間管理機構から農地を借り受けていること 機械・施設の取得費用(補助金の残額)について、金融機関から融資を受けること 雇用就農資金による助成金の交付を現にかつ過去に受けていないこと

融 資

資金名(取扱機関)	用途、貸付限度額、償還期限	その他
青年等就農資金 (株式会社日本政策金融公庫)	【用途】機械、施設、家畜、果樹等の購入及び育成費、借地料やリース料の一括払い、資材など 【融資限度額】3,700万円 【返済期間】17年以内(うち据置期間5年以内)	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者のみ対象 無利子 実質無担保、無保証
農業近代化資金(JA、銀行等)	【用途】機械、施設、家畜、果樹等永年性植物の購入及び育成費、土地改良費等 【融資限度額】1,800万円(個人) 【償還期限】資金用途により7~20年以内(据置2~7年以内)	<ul style="list-style-type: none"> 認定新規就農者は償還期限が延長

*上記事業は要件等が変わることがあります。

新規就農に利用できる市町村独自の支援

国や県の支援事業のほか、市町村によっては独自の支援策を設けています。

この表は各市町村の支援内容を簡単にまとめたものです。市町村によって事業内容や適用条件(対象者、対象品目、対象資材など)、補助率等が異なりますので、ふくのうポータルサイト「就農支援制度」をご覧いただくか、市町村に詳細をお問い合わせください。



ふくのうポータルサイトには支援策以外にも先輩農業者インタビュー、経営指標ロールモデル、イベント情報が盛りだくさん!



市町村	研修支援		営農支援				農地取得支援		住居支援	
	研修生の受入	研修・視察費用支援	給付	利子補給	農機・資材の導入補助	経営改善の支援	斡旋(紹介)	借地料等の費用支援	斡旋(紹介)	家賃補助等の支援
郡山市	○	○	○			○	○			○※1
田村市		○			○					
三春町			○					○		○
小野町			○							
須賀川市	○			○						○
鏡石町			○							
天栄村	○		○							
石川町		○	○	○				○		○
玉川村				○						
平田村			○※2	○	○※3		○	○		
浅川町					○					
古殿町					○					

*1 NPO法人こおりやま空家バンクの利用 *2 取得した施設にかかる固定資産税相当額を奨励金として交付

*3 農用地、家畜導入資金の借入額に対する補助

市町村	事業名等
郡山市	こおりやま園芸カレッジ、郡山市農業経営改善モデル経営体育成事業、郡山市産地担い手育成支援事業、営農管理支援ICT実証事業、郡山市農業振興資金利子補給事業
田村市	新規就農者経営発展支援事業、農業者スキルアップ支援事業
三春町	三春町新規就農者応援給付事業、三春町新規就農者等住居費補助事業
小野町	夢のある農業者育成推進事業
須賀川市	新規就農者経営開始支援事業、移住新規就農者家賃支援補助事業、農業担い手育成事業
鏡石町	農業次世代人材投資資金(準備型・経営開始型)町上乗せ補助、農業就農者支援事業
天栄村	農業経営者育成資金利子補給、天栄村新規就農者研修支援事業
石川町	新規就農者経営確立支援事業
玉川村	施設園芸参入支援事業補助金、ビニールハウス更新事業補助金、担い手づくり支援事業
平田村	平田村新規就農者誘致特別措置条例
浅川町	浅川町農業担い手育成支援事業補助金
古殿町	戦略的産地づくり総合支援事業



JA(農業協同組合)の支援

販路が確保できるほか、指導会の開催など栽培面での支援を受けられます。

また、融資の相談もできます。

さらに、JAによっては、農業生産基盤の維持・拡大に必要な資材購入費用等を助成する事業を展開しています。

事業はJAにより異なるほか、毎年、内容も変わりますので、就農予定地を対象とするJAにご相談ください。



認定新規就農者のメリット

認定新規就農者は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画の認定を受けた人です。就農予定地の市町村に申請し、市町村から認定を受けます。早期の経営安定に向け、重点的に支援措置が講じられるため、助成金や融資などを受けられるメリットがあります。



青年等就農計画の対象者

- ・青年（原則18歳以上45歳未満）
 - ・特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
 - ・上記の者が役員の過半数を占める法人
- ※経営開始から一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除きます。



青年等就農計画の内容

就農から5年間の経営品目、経営規模、所得等の目標を記載します。

計画の所得目標は、市町村ごとに定められた所得を超える必要があります。



青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施します。

- ①その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること。
- ②その計画が達成される見込みが確実であること等。



認定新規就農者のメリット措置

- ・青年等就農資金（無利子融資）
- ・新規就農者育成総合対策（経営開始資金、経営発展支援事業）
- ・担い手確保・経営強化支援事業
- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・認定新規就農者への農地集積の促進
- ・農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

この資料に関する問合せ先：福島県農林事務所農業振興普及部

TEL.024-935-1310 FAX.024-935-7030 mail:shinkouhukyuu.af02@pref.fukushima.lg.jp

(このパンフレットは令和4年9月時点の情報を元に作成しています)

この用紙はグリーン購入法に適合した再生コート紙を使用しています。